

○文部科学省告示第二十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和四年三月二日

文部科学大臣 末松 信介

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	ドリヴァル夫人の肖像	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
	令和四年二月十日	指定をした日
	令和四年三月二日 から令和四年七月三十日まで	指定の有効期間
	大阪中之島美術館 館長 菅谷 富夫 大阪府大阪市北区中之島四―三―一 株式会社読売新聞大阪本社 取締役 野崎町五―九 大阪府大阪市北区野崎町五―九	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪中之島美術館 大阪府大阪市北区中之島四―三―一 令和四年四月九日から七月十八日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間	